平成２７年（フ）第２４３号
堺市北区百舌鳥赤畑町３丁136番地２　グランドメゾンもず303
債務者　石田　理枝
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２６７号
大阪府河内長野市原町６丁目８番38号
債務者　今井亜里沙（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２７３号
大阪府高石市取石３－11－38クレール取石203、申立時の住所堺市西区草部1947番地
債務者　筒井　暢広
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２９８号
大阪府藤井寺市藤井寺１丁目20番６号
債務者　漁野　　潤
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３０５号
大阪府富田林市清水町３番15―205号
債務者　上田　孝重
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３１２号
堺市西区草部1009番地　９棟202号
債務者　中島　邦男
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３２１号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地３号棟1201号室
債務者　牧野　将英
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３３２号
堺市西区浜寺石津町東１丁１番48号―102
債務者　清原　　功
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３４１号
大阪府河内長野市木戸２丁目31番９―102号
債務者　西浦　　哲
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３７９号
大阪府河内長野市小山田町2783番地の16
債務者　松尾　友美
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３９３号
堺市堺区榎元町１丁２番２号　アパルトえのき101号
債務者　今川セツ子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８１号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目29番75―14号
債務者　村山　富治
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第８２号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目29番75―14号
債務者　村山多賀子
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１２２２号
大阪府守口市滝井元町１丁目４番27―201号
債務者　西　　新吾
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３８７号
大阪府寝屋川市香里南之町10番９号
債務者　吉田　哲也
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４４０号
大阪府東大阪市若江北町３丁目１番63号カーサ山野201号
債務者　**𠮷**岡由美子（旧姓喜多・大川）
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４４２号
大阪府豊中市曽根南町３丁目14番６－302号
債務者　岸本　浩樹
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６３３号
大阪市住吉区長居東４丁目６番15―503号
債務者　宮本美千代
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部